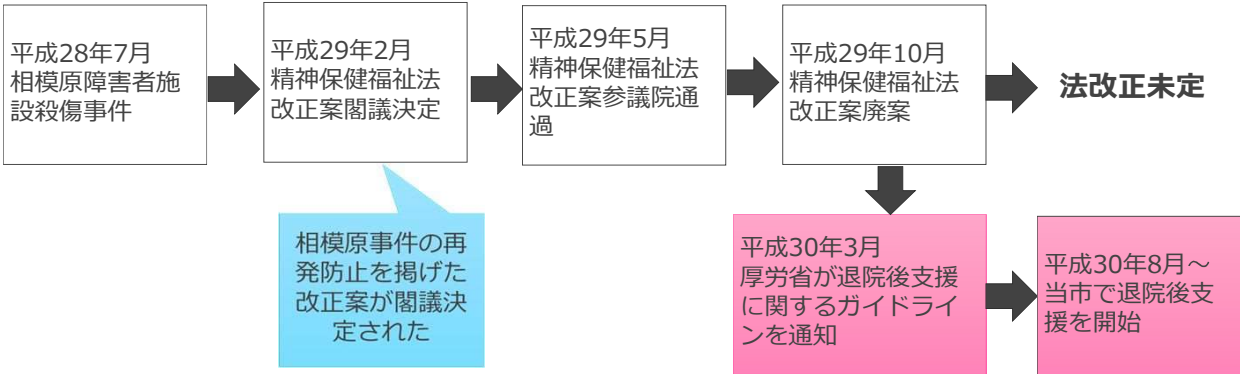


措置入院者等の退院後支援について

措置入院者等の退院後支援開始の経緯



措置入院者等退院後支援の概要

開始時期	平成30年8月1日
対象者	本市が措置診察を実施し、措置入院となり同意が得られた者。 他自治体が入院措置を行ったもののうち、本市に帰住予定で支援同意が得られた者。 ※平成30年8月1日時点で措置入院又は解除後入院継続中の者を含む
支援内容	医療機関が作成した、退院後支援の アセスメントシートや意見書 をもとに、 本人、家族、支援関係者の意見等をふまえ、退院後支援計画 を作成する。 計画の作成にあたっては、 本人、家族を含めた検討会議 を実施する。 退院後は、退院後支援計画に基づき、各機関が支援を行う。
支援期間	6ヶ月以内とし、支援期間の延長は原則1回（6か月とする）

3

令和元年11月30日時点での対象者

延べ71名

平成30年8月1日時点で入院していた者 **14**名

平成30年8月1日から令和元年11月30日までに入院した者 **57**名

男性 **44**名

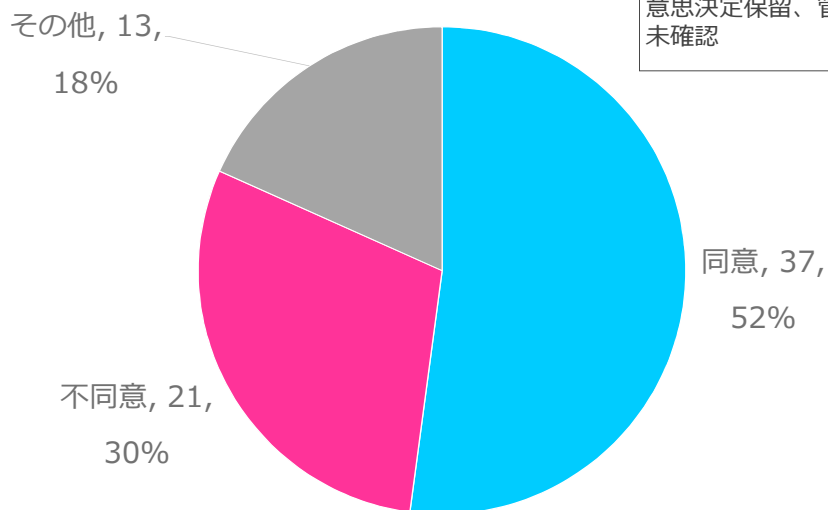
女性 **27**名

家族と同居 **41**名

単身 **30**名

4

同意について



n=71

5

同意を得られなかった者への支援

同意を得られなかった者 **21**名

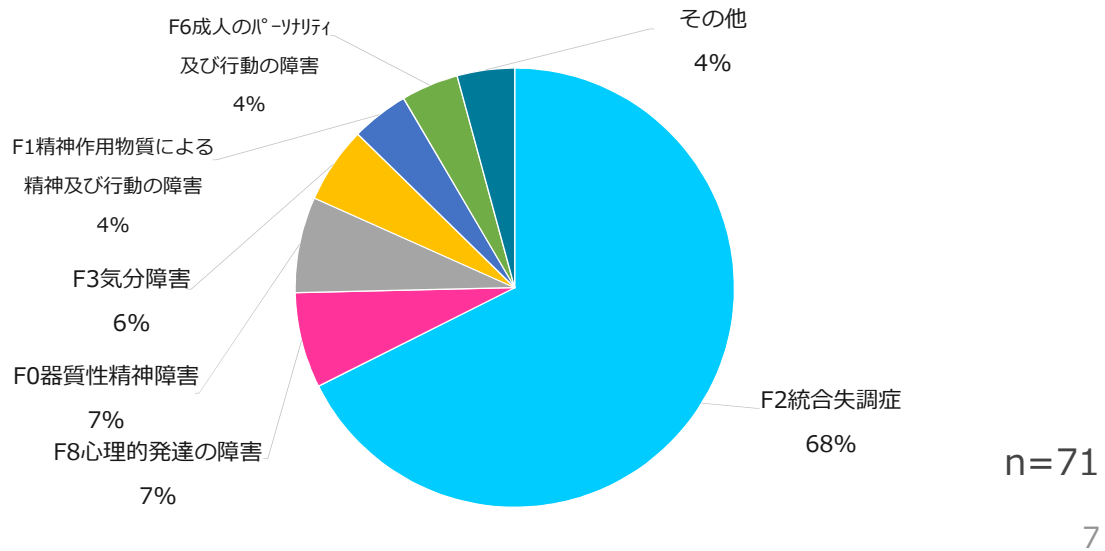
そのうち **8**名は、同意書への署名を拒んだため、退院後支援計画の作成はできなかった。

しかし、支援そのものは拒否しなかったため、受診同行や電話相談等の支援を行った。

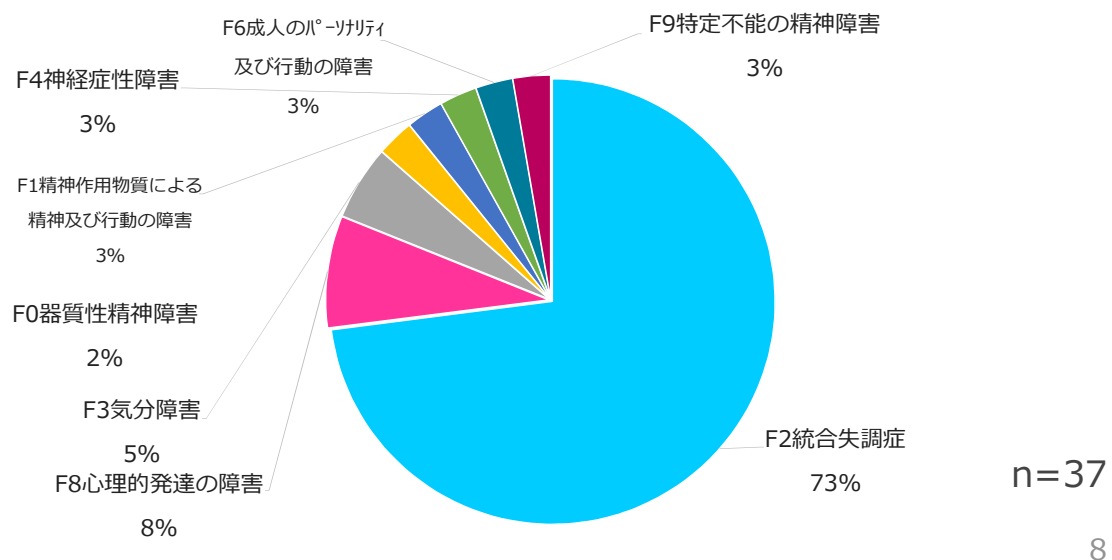
のこり**13**名に対しては支援を実施できなかった。

6

主診断の分類（対象者全体）



主診断の分類（同意をした者）



同意者に対する支援状況（令和元年11月30日時点）

状況		状況	
計画作成済み	31	支援中	21
作成中	6	支援期間終了	5
計	37	支援期間終了後も支援継続	2
		管外のGHへ転居し引継ぎ終了	1
		転居による情報提供により終了	1
		支援期間中に対象者死亡により終了	1
		計	31

9

退院後支援計画に基づく支援機関 （重複あり）

機関名	
医療機関	30
生活保護担当部署	12
訪問看護ステーション	10
基幹相談支援センター	8
相談支援事業所	6
地域活動支援センター	3
区役所保健師	2
グループホーム	2
デイケア	2

その他

就労移行施設、就労継続支援B型、訪問介護、障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、地域包括支援センター、養護老人ホーム、救護施設、高齢福祉担当部署、法律事務所、児童相談所

10

退院後支援における課題

- 同意が得られない場合の支援や情報共有
- 知的障害や認知症等、同意能力に問題がある人の同意確認
- パーソナリティ障害、発達障害、依存症等、措置入院終了後も、問題となる行動が繰り返される人の支援
- 受け入れ病院が遠方の場合、入院後の働きかけが困難となる
- 措置入院者の退院後支援を行っていない自治体がある